消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 [ピーク時間調整契約(選択約款)]

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款のピーク時間調整契約(平成26年3月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ割引単価を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお, 請求の方法については, 従前のとおりでございます。

また、6 (料金) に定める割引単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

6 (料金) に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
月間調整型 1キロワット1時間1月につき	874. 80	64. 80
週間調整型 1キロワット1時間1週間(5日間)		
につき	205. 20	15. 20

以上